

座間市沿道建築物耐震診断事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定に基づき定めた座間市耐震改修促進計画に基づき、地震に強いまちづくりを推進するため、沿道建築物の耐震診断を行う所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、耐震改修促進法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 沿道建築物 耐震改修促進法第14条第3号に掲げるもの（国、地方公共団体又は独立行政法人が所有するもの及び所有する部分を除く。）をいう。
- (2) 耐震診断者 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する者をいう。
- (3) 耐震診断 耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき耐震診断者が行うものをいう。
- (4) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震診断の結果等に関する評価、判定等を行う委員会をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 神奈川県が指定した第1次緊急輸送道路の沿道建築物であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認を得て建築工事に着手した建築物であること。
- (3) 耐震診断に関し、この告示に定める補助金以外の交付決定を受けていない建築物であること。

2 前項の規定にかかわらず、座間市木造住宅耐震診断補助制度要綱（平成18年座間市告示第21号）による補助の対象となる住宅については、この告示の補助の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、耐震診断を行う沿道建築物の所有者（複数の者が共同所有する場合にあっては、共同所有者全員により合意された代表者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の規定による区分所有者の団体若しくは管理者）又は市長がこれと同等と認める者であって、かつ、市税の滞納がないものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、耐震診断に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）又は社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）に基づき算出した費用とを比較して、いずれか少ない費用の3分の2以内の額で、1件につき200万円を限度とする。

2 前項の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき算出した費用には、設計図書の復元及び耐震判定委員会の評価に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）について154万円を限度として加算することができる。

3 前2項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付要望書の省略)

第6条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、座間市沿道建築物耐震診断事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図、配置図、平面図、立面図、断面図（前面道路幅員と該当建築物の前面道路からの距離及び高さを記載したもの）及び現況写真
- (2) 建築確認通知書の写し又は記載事項証明及び建物登記事項証明書又は固定資産課税台帳登録事項証明書
- (3) 用途別建物求積図（現況）
- (4) 所有者が法人の場合は、法人登記事項証明書の写し
- (5) 代表者以外の者が申請する場合は、手続、通知等に関する委任状
- (6) 耐震診断者資格者であることが判断できるもの
- (7) 耐震診断及び耐震判定委員会の評価等に要する費用の見積書の写し

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査をし、速やかに規則第8条の規定に基づき補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件を座間市沿道建築物耐震診断事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに耐震診断に着手しなければならない。

(変更等の承認)

- 第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは経費の配分を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ座間市沿道建築物耐震診断事業計画変更（中止・廃止）申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更しようとする内容が確認できる書類を添付しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を座間市沿道建築物耐震診断事業計画変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（第4号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(耐震診断の評価)

- 第11条 補助事業者は、耐震診断の結果について、耐震判定委員会から適正であると評価を受けなければならない。

(事業の完了及び実績報告)

- 第12条 補助事業者は、規則第18条の規定による実績報告を、耐震診断の完了後、速やかに座間市沿道建築物耐震診断事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 耐震診断結果報告書の写し
 - (2) 耐震判定委員会の評価書の写し
 - (3) 設計図書（設計図書の復元を行った場合に限る。）

(補助金の交付等)

- 第13条 補助金の交付手続は、前条の座間市沿道建築物耐震診断事業実績報告書が提出され、かつ、補助事業者が第11条の規定による評価を受けた後に行うものとする。
- 2 補助事業者が、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、座間市沿道建築物耐震診断事業補助金交付請求書（第6号様式）に領収書の写しを添えて、市長へ提出しなければならない。

(実施細目)

- 第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。